

ゾームの教會法の成立に關する研究

土 肥 昭 夫

ゾーム Rudolph Sohm の古代教會制度史及び教會法史に關する研究は獨特のものがある。吾々は今その一端を概観しよう。

(一) 立場と課題：原始教會制度に關する從來の支配的見解では六〇年頃には二つの對立した組織——カリスマにもとづき外的制度と何らかかわりのない教え (Lehre) の組織と法的形態をととのえんとする教會制度の母胎となつた指導や管理 (Leitung und Verwaltung) の組織——が存在していたが二世紀には後者の職能就中監督の上に教えの組織もうつりかくて教會全體を支配する組織が出來上つて行つたとみる。

この考え特に管理の職能に關する見解はユダヤ教會堂の組織を模範とみたり或は少くとも異邦教會ではローマ帝國の諸國體の統治様式にその由來を求める考えに深い關聯がある。しかしシュエールの研究より前者の見方は成

ゾームの教會法の成立に關する研究

立しがたく後者についてもそれは教會制度が基督教精神の根源的所産である事を看過している。

更に支配的見解は原始基督教會制度を單に地方教會にのみ限定する。したがつて監督、執事の存在や單獨監督の成立も各個教會 (Gemeinde) の事柄とし、監督職が全體教會 (Kirche) の制度にかかわるものとなつたのは二世紀後半使徒繼承説の出現や監督會議による地方教會相互の提携にもとづくものとみる。この考えの前提には原始教會は既に教會法を持つていたと云う見解がある。果してそれは適當であらうか？

(二) エクレシヤの概念：原始教會は彼らの教會をエクレシヤ (ekklesia) とよんだ。

この語は古典ギリシヤ時代では呼びあつめられた自由市民 (ἐκκλησία) の全員集會或は自由都市國家の主權を握る人民集會を示し、それ以後でも人民集會に用いら

ると云う特色は失わなかつた。この用法に「七十人譯(LXX)」や後期ヘレニズム的ユダヤ教の使用も關係がある。「七十人譯」ではエクレシヤは祭儀のために神の前にあつまつたイスラエル人民(Knecht)で、それは現實の集會をさす事もあり又神の前に於けるイスラエルの理想的統一體を示す事もあつた。又ヘレニズム的ユダヤ教ではエクレシヤはえらばれた神の民、その中に神の力が働いている民即ちイスラエル人民の事を云つた。

基督教會の用法もここから起つた。エクレシヤとは新しい契約の民イスラエル即ち基督教徒、神の前に神と共にあるその人民集會を示す。そしてギリシヤの都市國家に於て唯一の全市民集會しかなかく、「七十人譯」でも唯一のイエラエルしかなかつた如く、基督教の用法でも唯一の全基督教徒の集會しかなかつた。

しかし新約聖書をみるとこの全基督教徒の集會の意味の外に地方の各個教會にもエクレシヤは用いられている。ここから原始教會制度に於ては地方の各個教會がより根本的であつたとみる見解があるが、エクレシヤは更に「家の教會」にも用いられているから、結局この語は一定の經驗の大きき社會的概念地方的概念を意味するものでなく一種の教義的價值判斷(ein dogmatisches

Werturteil)を意味したと思われる。エクレシヤは信仰者にとつてはその大きさや形態の如何に拘らずあらゆる種類の基督教徒の集會、神キリストと共にある新しい契約の民の集會を意味した。その根底には主の言「二三人我名によりて集る所には我もその中にあるなり」(Mt. 18.)が想起されよう。かくして原始教會の知つていたものは世界的集會(ökumenische Versammlung)とその組織のみであつた。

(三) エクレシヤの組織: しかしこのエレシヤの組織は法的に組織される事は出来なかつた。エクレシヤはキリストの體で靈的なもので現世的規準や法で律する事は出来ない。この事はエクレシヤが眼に見えない働かない純概念的なものであつた事ではなく、基督教徒の如何なる集會にも生きて働きその秩序も存した。ただししかしそれは法的性質のものでなく靈的なものであつた。エクレシヤに於ては如何なる法的支配もあり得ない。人間的方法によつて外的形式的な決定をなすような法的制度はあり得ない。ただ神の言のみがエクレシヤの組織を決定する。洗禮、聖餐、教職者の任命等に關する秩序を神の言が直接間接に決定した。法的でなくカリスマ的秩序が基督教會の組織をつくつた。

即ちこのカリスマは個々の基督教徒に基督教會内に於て種々の活動をなす能力を附與する。カリスマによつて與えられた職能は（したがつて監督や執事も亦？）一地方の教會職でなく全基督教徒の集會への奉仕の職能である。又このカリスマによる教會組織では凡ての信仰者は抽象的に平等である事を意味したのではなく、御靈の賜物に應じて上下の秩序があつた。或人が指導的支配的活動の賜物が與えられたときには他の者はこれへの服従を要求された。しかしこの服従は形式的、法的服従ではなく神の御靈を承認するが故になす自由な道德的服従であつた。世の終末が間近いと云う原始教會の期待がこの世に於ける法的でしかも持續し得る組織をつくらしめなかつたと云うだけでなく又エクレシヤの概念そのものにもとづくものであつた。

(四) 聖餐と教會財産 さてこのようなエクレシヤの概念と組織の中で各個教會の形成は如何様に考えられるか？ 一世紀の間は各個教會特有の組織の形成はみられないがその前段階を覗う事は出来る。

その最も大切なものの一つに中心集會 (Hauptversammlung) の出現がある。當時一つの都市に多くの集會があり教會員は主の日には夫々の集會に集つていたが、

ゾームの教會法の成立に關する研究

その中一つの集會をその都市の集會の中心としこれに法的意味ではないが一つの優越性を與えその都市の基督教徒の集會を代表させた。原始教會に於ける教會 (Kirche も Gemeinde も) の形成はこの中心集會に關聯して發達した。

更にこの中心集會の外的秩序を次第に教會制度へと發展せしめたものは聖餐式であつた。聖餐式は教會生活の頂點であり、次第に秩序ある形式で中心集會に於てなされて行つた。聖餐式には先ずパンと葡萄酒を祝福する感謝の祈りの言がある故にこれをなす人は教えの賜物をうけた人でなければならなかつた。

更に聖餐は愛の施與にもかかわりがありここから教會財産がつくられた。したがつて聖餐を行う人は教會財産の管理にもあたれる人でなければならなかつた。さてこの場合エクレシヤに於て捧げられた施物は間接的にはその教會財産になり又貧しい人々に施されたが直接的には地方教會にでも人間にでもなく神にささげられた。かくて教會財産に神の財産でありその管理施與も神の名に於て、神からなされたものであつた。したがつてこれにあたる人も神の名に於てうけとり又あたえる祭司的業をなす人であつた。

それではかような負い目をなし得たものは誰かと云えば、當時では敎この賜物をうけた人々で、彼等の敎えの賜物は又施與の賜物もふくんでいた。しかし彼等―使徒、豫言者、教師達はつねには存在しない。彼等がいなるところではその地方の組織の指導者たる監督が上述の意味でこれにあつていた。

(四) 監督・原始教會に於て聖餐式と教會財産をあずかつていた監督はこの意味で敎えの賜物(使徒達のそれではなかつたが)をうけてこれにもたずさわつていた。有名なディダケーの記述(Did15)も從來のように敎えの職能を監督や執事が全く新しくたずさわるようになつたと云う意味でなく、監督はこれまで預言者や教師が集會にあるときは敎えの職能を用いなかつたが彼等がいなるときにはその職能をあらわしていたという事を意味する。この意味で監督が魂の配慮者(Seelsorger)牧者(Hirten)と云われていた事も了解される。かくして監督は法的意味での職能でなく預言者や教師と同様にカリスマをさすけられる事によつて彼等を補充するものとしてその職能にたずさわつていた。

監督と長老との關係はどうであつたか？ 両者が同一であつたとみた從來の見解を破つたのはハッチの功績で

あつた。

「第一クレメンス」では長老は一世紀に於ては職(Amt)ではなく一つの地位(em Stand)であつた。それは自然的に年長者であり、教會的にも長い間教會に所屬しており、その信仰と業に於いて尊敬されている人々があつていた事、監督はこの長老の中より特にこれに任命されたものである事(42, 43)が知られる。ディダケー、教會書簡、使徒行傳、ヤコブ書でもこの專斷は同様であつた。

しかし乍らかようにして任命された監督はこの職の運営の上に何ら法的權利を持たなかつた。と云うのは先ず集會に於て使徒、預言者、教師、禁欲者、告白者(Bekennend)がおれば監督は聖餐の執行や捧物の受容から斥けられ得、又個々の教會に多くの監督達がありその數も一定しなかつた。この多くの監督の存在した事より支配的見解ではあたかも監督會(Bischofs Kollegium)があつたようにみているが、若しそのような法的に完結された集團があれば何故次の時代にそれが單獨の監督に變つて行つたかは理解されず、又原始教會に於て監督會がカリスマにもとづく組織を持つた事はしるされていないから、そのような事は考えられない、原始教會では教會集

會のデモクラティックな統治や監督達長老達による貴族主義的統治はなかつた。一般にエクレシヤにかような法的組織は存在し得なかつた。

(六) 執事 執事に監督と共にあらわれ監督が聖餐の執行や教會財産の管理をなす上で實際的面で補佐する職能でその下に服していた。しかし監督も執事も同じ性質のものであつたからそれらはもと同一で執事から監督が発展したとみる見解があるが兩者は同じ課題を持つていてもこれに對する兩者の職の關係は同一でなかつた事は資料の示すところである (Phil. I, I Clem., 42, 44, Act. 14)。猶この他執事は一種のカリスマによつてえらばれるが監督とちがつて職につくまで一定の見習期間がありその間に執事の職能をやつて實蹟があつたものでなければならなかつた。しかし監督の下で自らの賜物を用いて働いた執事にその賜物が満ちるや監督職にあげられる事はあつた。一言で云えば執事は將來の下級教職 (Ordines minores) の先驅者であつた。

當時の教會狀勢よりみて執事の監督への從屬關係も法的なものではなく各監督に執事が夫々ついていてと思われれるがその關係は人格的な服從關係で監督のなす魂の配慮と教會の補助者であつたと思われれる。

ゾームの教會法の成立に關する研究

(七) 長老 前述のように聖餐式の秩序から教會の秩序が生れた。かくてこれを執行する監督と共に聖壇 (Altar) に坐つたものは教會の中核をなすものになつた。その人々は教えの賜物をうけた人々、禁欲者、告白者 (しかし彼等はあらゆる集會にいたわけではなかつた) の他に長老があつた。その人々はすべて教會の靈的榮譽を荷つた人々であつたから、長老も長い間教會生活を遂つた者として尊敬されていた。

長老は一つの地位で一定の職ではなかつたが、聖壇に坐つてゐる位置から自らその職能が理解される。即ちそれは監督の諸々の機能に對する助言者監督者として教會の秩序を保全してゆくものであつた。又その年配のためもあつて洗禮志願者や若い會員への教育訓練にもたずさわつてゐた。

一世紀ではかくして教會を代表するものとは預言者教師等であつたが彼等がないところでは長老達が法的意味に於ける長老會の名ではなく集會即ちエクレシヤの名に於てこれを代表していた。

しかしかような長老の法的權利の欠如は長老の監督や若い者に對する地位を何時でも危くせしめるもので事實「第一クレメンツ」の記述や監督の地位の向上に於いて

あらわれた。かくして教會法の必然性が生れ、カトリシズムはこれと共に出現する。

(A) 「第一クレメンス」とカトリシズムの成立。『第一クレメンス』によれば教會秩序は確固たるものでなければならず(37—38)又それは舊約の證言の故に神的なものである。(40—41, 42^a etc.)特に監督、執事は使徒達の設立になるもので、その行狀に責むべき所なく賜物を持つてゐる者を退ける事は大きい罪であると云う。

(401-4, 441-6)ここより任命された長老即ちえらばれた監督がその聖餐執行や教會財産管理の上に神的秩序にもとづく法を持つ事、聖餐も監督によつてのみ行い得るし監督への選定や任命に關する規定は神的意味を持つ事、監督は終身的法(ein lebenslängliches Recht)を持つ事が明かである。

かような主張は原始教會の終末とカトリシズムの發端を物語る。カトリシズムの根本的主張は教會觀に、即ち監督(司教)や教皇によつて統治された見ゆる教會がエクレシヤ、キリストの教會と同一である事、そのような一定の法的秩序が神的秩序として信仰の對象になる事にある。しかるに原始教會ではキリストの體としてのエクレシヤは如何なる人間的な法的秩序も排斥しエクレシヤ

の神的秩序のみが信仰の對象たり得た。この故にエクレシヤに法的秩序が設けられ、これが神的なものとして信ぜられるためには新しい信仰的要素が加えられねばならぬ。この意味でカトリシズムは原始教會の信仰の變化を俟たねばならぬ。

この法的秩序の根本的な必然性はしかしどこから生じたか? 原始教會では神の愛が生きて働き靈の力が罪の力よりつよくしたがつてエクレシヤに於ては人間的な法的秩序は不可能であつたのみか不必要であつた。しかしこの信仰的勇氣が一世紀末より衰え罪の力への怖れが生じ、かくして何らかの人間の形式的支柱を必要とした。

基督教のエピゴーネンツウムの薄信(Der Kleinglaube des christlichen Epigonentums)からカトリシズムは生れた。

もとよりディダケー十一章の記述やベレグリヌス・プロテウス(Peregrinus Proteus in Lucian, Peregr., c. 11)の私欲的行爲からみて捧物や教會財産を信用し得る人の手にゆだねたいと云う實際的要求はあつた。しかし原理的には法的秩序を斥けていた原始教會に於て如何にこれが存在するようになったかと云うと、「第一クレメンス」の神的法秩序の主張、即ちカトリック的理念が

よくな實際的要求を支持し遂行せしめたからである。ロマからカトリシズムは基督教世界への支配の根拠づけを得た。コリント教會はこのクレメンヌ書簡によつて立つべき理念が與えられここにロマ的・カトリック秩序が成立した。

(四) 單獨監督：ロマ教會も亦「第一クレメンヌ」によつて制度上の變化が生れた。「第一クレメンヌ」より知られるロマ教會では任命された長老即ち監督は多く存在しておりそこには何ら法的性格がなく、聖餐教會財産の取扱いについても神的な法的秩序づけはみられていない。ここで若し教會に一定の法が生じるとすれば、先ず監督がその數を一定にし且集會に一つの權利を持つようにする事即ち單獨の監督にならねばならぬ。事實それは「第一クレメンヌ」より數年後にロマであらわれた。

支配の見解ではイグナチオスとヘルマスにもとづいてロマに單獨監督があらわれたのはシリヤ小アジアよりおそく二世紀半ば頃にみている。しかしイグナチオスの「ロマ書」がこの事にふれていながらと云つてロマに單獨監督がなかつたとは云えない。「ヘルマスの牧者」にはエクレシヤに法的秩序が存し、監督の聖餐式執行上の優越權や長老の監督の傍への任命と云う事は單獨監督の存

在を前提とする。(Vis. 3:5, Mand. 11:9, 14)

ロマ教會に單獨監督が存在していた事をかたる最初の決定的な資料はエウセビオスのしるしたエイレナイオスの書簡の證言である(H. E., V. 24th)。そこには初代ロマ教會監督の中クシスツス(Xystus, 114 or 116, A.D.—)からソーテール(Soter, 166, A.D.—)までの者は復活節を司り彼等により正しいとみとめられた以外の祝いはゆるされなかつた。又彼等は他の教區(小アジア)にロマ教會の名で教會的交わりの印のために聖められた聖餐を送つたとある。これらは監督の年限に關するものではないから信用し得る。かくしてクシスツスのときには、聖餐をあずかる單獨監督があつた事、更には小アジアの單獨監督に聖餐を送つてゐる事はそのような監督職をみとめてゐる事になり、したがつてロマの單獨監督はもつと古く二世紀の始め十年間即ち「第一クレメンヌ」より數年後その結果として他のいずれよりも早くロマに單獨監督はあらわれた事になる。

先ずロマ教會に於てあらわれた單獨監督と「第一クレメンヌ」のロマ的・カトリック理念は他の教會にも影響を及ぼして行つたがその完成までは猶一世紀近くを要した。いち近くこの傾向をあらわしたのは前述のエイレナ

基督教研究 第二十七卷・第一號

イオスの記述やイグナチオスやポリュカルボス書簡より小アジア・シリアであつた。更に殉教者ユースチノスの證言(Apol. I. 65, 67)やヘゲシッポスの記述(Eusebius, H. E. IV. 22³)より單獨監督制がいよいよ強化され又主要な大教會では先ずこの制度が確立していた事が知られる。

これには二世紀半ばよりあらわれたグノーシスとの論争が考えられねばならぬが、この事は正統的な監督の教會とグノーシスの教會との分離をもたらした單獨監督制の成立そのものには無縁であつた。しかし乍らグノーシスの教會の出現が正統的教會をして相互に全體教會的意識を起させた。この事はひるがえつて云えば二世紀半ば迄は全體教會が未だカトリック化されていなかつた事單獨監督はまだ全體教會に不可欠なものでなかつた事をさす。それは猶三世紀以後の事であつた。

(十) 各個教會の成立・單獨監督出現の結果これまでなかつた法的意味を持つ各個教會を成立させた。これまでは一つの町に基督教の集會は種々あり、中心集會があつても法的な優越性はなかつた。

しかし「第一クレメンス」は一定の場所に於て神への捧物がなされるべきであり、又監督のみが聖餐と教會財

産をあずかる権利があると云うから聖餐は一定の集會即ち監督の集會に於てのみ行われるべきであると云う結論は自ら生じる。

イグナチオスは更に大切な事をのべている。彼が書簡をのしした諸都市に於て一人の監督による集會があつた事はたしかであるがそれ以外にも集會が行われそれが自らをエクレスヤと稱して聖餐をあずかつていた事も事實であつた。これに對して彼は監督(長老、執事)によつてなされる聖餐のみが有効でありその集會のみがエクレスヤ、基督教の唯一の集會たる事を主張する。教會が監督を生み出す状態は變つて監督が教會を生み出すようになった。かような形で神法的意味に於ける地域的な各個教會は確立されて行つた。

イグナチオスの主張よりすれば「監督のあるところカトリックエクレスヤ (*ἡ καθολικὴ ἐκκλησία*) 即ち普遍的基督教徒 (*Die allgemeine Christenheit*) がある」と云う考えは必然的である。なんとすれば監督があるところキリストがあり、そこに普遍的な基督教徒があるからである (*ad Trall. 3; Smyr. 8*) これはエクレスヤの概念、更には基督教信仰そのものの形式化、法的變化でありこれがカトリシズムの成立根據である。このエクレス

ヤの法的制度化の歴史的具現は猶一世紀後の事であつたがその理念は既にイグナチオスにあつた。

その後エイレナイオスも亦正統的な基督教會は監督のあるところに成立するとのべたがそれと共にそれより前に監督が正統的信仰を所持すべき事をといた。しかしキプリヤヌスではたとい正統的信仰があつても制度としての監督のないところに眞の教會はないとしてイグナチオスの意圖するところをより明かにしカトリシズムの根本理念を強調した。

以上がゾームの所説である。彼は従來の支配的見解(リップシウス(Lipsius)、リッチェル、ハッチ、ハルナック、夫々必ずしも同様の見解を持つていないが)とされてゐるものに對して特に詳細な註を附け加えてその誤解を指摘し、自己の論理を一貫させて獨自の見解を立てようとしてゐる。しかしこの試みは果して成功したと云えるだろうか?

(i) ゾームは教會制度及び教會法の成立をユダヤ教や異邦の社會の様式よりみる方法を極力排して基督教自身の中から説明しようとしてエクレシヤの概念や聖餐執行、教會財産の管理の性格を分析する。

原始教會に於けるエクレシヤの用法が種々あるのでそ

ゾームの教會法の成立に関する研究

れをみる立場によつて種々なる見解(特に教派的立場に固執する者に於て一つの用法を根本的なものとして他を理解する)があるが、今シュミット(K. L. Schmidt)がみたようにエクレシヤは如何なる場所に如何様にあるかと云う事が問題なのではなくて誰がそこにあるかが問題であり、したがつてそれは量的概念(Quantität-Begriff)でなく質的概念(Qualität-Begriff)であるとすれば、これはゾームの見解とニュアンスに於て先ず同様であると云えよう。

ただ問題はそうであるかと云つて又原始教會に於てはカリスマ的活動と秩序があつたからと云つて果して教會法が單に人間的形式的なものとして斥けられるかどうかと云う事である。ゾームはこの事を自明の事柄とし、これを前提として原始教會の諸資料を解釋してゐる。かようにカリスマ的なものと法的なものとを二元的にとりあつかう見解に對して、ハルナックはカリスマ的なものは内から外へと自らを形成し、現存の形式を定化してゆく形式形成的な(formbildend)なものである。即ちそれは人間社會の下に働きかける事によつて直ちに交わりの原理と結びつくがこれはこの世に於ける教會の本質的な性格であり、ここに教會の悲劇と負い目がある。かくてエ

クレシヤがこの世的性格を持つ教會法を持つたとしてもそれは歴史の中にある教會にとつて不可避な所與の事實であり必ずしもエビゴーンツウムの薄信或は墮落の所産の事實ではない。と云う。これは結局兩者の教會觀、歴史觀の相違にもとづくものであらう。問題はここより考えられねばならぬがともかくゾームがあまりに神的なものと人間的なもの、靈的なものとこの世的なものとの二元的對立を考えすぎている事には吾々も納得しがたいものがある。

事實原始教會に於いても教會法の存在を全く否定し得る事が出来ないのではないだろうか？ ユダヤ人の教會がユダヤ教とはイエスマシヤ信仰に於ては決定的な相違をみたがそれ以外の事柄では多くの事柄をうけいれていたし又異邦人の教會でも舊約聖書が正典として用いられていた事よりその中に後期ユダヤ教の律法概念や神政政治的制度が何らかの形で存続しなかつたらうか？ 例えばコリント前書九三のパウロの證言はその一例とみられないだろうか？ 使徒達（十二人及び主の兄弟ヤコブとパウロ）は審く権利がなかつたらうか？ (Lk 22:10-11, 1 Cor 6) 内容に關しては問題があるとしてもその存在を疑ふ事が出来ない使徒會議 (Act. 15:1-9, Gal. 2:10) はどう解釋さ

れるべきであらうか？ かくて吾々は未だ漠然とした形であつても教會法の存在を否定し得ない。故に全くなかつたとしてこれにもとづいて教會制度を解釋しようとするゾームの立場はみとめ難い。

又ゾームのエクレンシヤの概念が正しいとしてもその故に原始教會に各個教會がそれ自體の固有性を失つて全體教會と混同されていたとは云いがたい。というのはエクレンシヤが各個教會にも用いられ又數個の教會がのべられているときは明かに複數であらわされている事、法的性格を持つユダヤ教會堂とのかかりに於て生れた各個教會がそのような一つの完結的性格を持たなかつたとは信じられない事、事實パウロとコリント、ガラテヤ諸教會や長老ヨハネと小アジアの諸教會との紛争は各個教會の獨立性を前提としなければ考えられない事等が考えられるからである。

(ii) 監督が聖餐と教會財産をつかさどる故に祭司的業にたづさわつたものであり又教へのカリスマを持つと云うゾームの獨特な見解にも問題がある。

たしかに監督や執事はカリスマをうける事なしにその職能を行い得なかつた。しかしその中に教えのカリスマが含まれてゐた事は「デイダケー」以後の資料にみられ

るがそれ以前の原始教會のゾームがあげた資料 (Act. 6: 20¹¹, Did. 10²) は不充分で結局これはゾーム自身の論理的解釋である。そうしなければ果して「ディグケー一五」の説明は出来ないものだらうか？吾々はパウロ書簡より預言即ち神の言をかたる業がかなり自由なものであつた事「第一クレメンズ」の著者が神の靈に於てすすめをなしている事 (40¹, 56¹, 59¹, 63²) 等より監督や執事が神の言をかたる職としてあらわれた事を必ずしもゾームが考えたような経路によらずともいいのではないかと思われる。

又監督のカリスマと使徒達のカリスマとはカリスマたる事に於ては同一であつてもその性格に於てはちがつていた。監督は各個教會の固有の職能でそこに働くべくそこに於てカリスマをうけ又彼等は各個教會に於て尊敬された人々であつた。これに對して使徒、預言者、教師と云われた人々は特殊なカリスマをうけ、各個教會に對して監督の場合のようなつながりを持たなかつた事は云う迄もない。監督の持つ教への賜物は使徒達のと相違する事を一應のべつつゾームは兩者をあまりにも類比的に考えこの間の交替を簡單にかたづけしてしまつてゐる。これはおそろく彼のカリスマの理解にもとづくところなるであらうが吾々にはみとめがたい。

ゾームの教會法の成立に關する研究

(iii) 長老が地方的各個教會の機能であつた事は資料 (Act. 14: 20¹⁷, 11²⁰, 15, 21¹², 1 Tim 1: 5²) の示すところであり、監督が任命された長老とも云われるならば、その事は益々明かである。又ゾームは「第一クレメンズ」の長老の制度にもとづき他の諸資料同様であつたと云うが、「使徒行傳」、「ヤコブ書」の長老を任命された長老即ち監督とみる事はどう考えてもうなずきがない。この事は必ずしも長老が一定の職であつた事を肯定する結果にはならないであらう。

(iv) 問題はしかし「第一クレメンズ」がロマ的・カトリック理念を主張しかくて原始教會は終りカトリシズムが成立したとみられるかどうか？果して事實「第一クレメンズ」より數年後にロマ教會に單獨監督がその結果としてあらわれたかどうか？である。

「第一クレメンズ」とそれに関聯する問題は次の論文で考察する筈である。しかし大體カトリシズムのつねに發展して行つた複雑で大規模な組織や思想が教會法の成立だけで説明されるであらうか？もつと廣い見地から吟味する必要があるまいか？概して云えば、彼のカトリシズムに對する考察はあまりにも固定的でありプロテスタントの特に彼の屬しているルッテル教會的でこの立場

により一方的に解釋されすぎた感がある。又教會法は單に人間形式的であり、したがつてカトリック教會法は基督教のエピゴーンネトウムの薄信からのみ生れたであらうか？

又ロマ教會に於ける單獨監督の出現を二世紀始めとする見解も成立しがたい。彼がその決定的根據とするエイレナイオスの書簡の證言は次の如くである。「ソーテール以前の長老達即ち貴方(ヴェイクトル)が今おさめている教會(ロマ)の指導者(οἱ ἡγουμένους)アネケツス、ピウス、ヒギウス、テレスフォルス、クシスツスを私達は云つているのであるが―彼等は(小アジアの守つた復活節の方法や日を)守らなかつたし彼等と共にある者にゆだねなかつた(ἐρέτηρον)…。守らない貴方より前の長老達自身が他教區(小アジア)からのものでこれを守つている者に(τοῖς ἀπὸ τῶν ἑταρῶν ἐρητιῶν)聖餐を送つた。……アネケツスは教會に於いてポリュカルボスに聖餐をゆすつた(ἡγουμένους)。」(Euseb. H. E., V, 24th, 17)ここよりクシスツスが排他的に聖餐を指導していたから監督職の唯一の保持者とし、又小アジアの單獨監督を知つていたから彼以前の時代即ちアレキサンドリヤの時に單獨監督があつたとするのがゾームの見解である。

しかし乍らクシスツス等が他にゆすりわたす事なしに守つたのは明かに復活節の守り方であり(この事とても決定的にそうしたのではない)、この事とアネケツスが敢えてゆすつた聖餐の指導とは直接關係がない(直接關係があるのは實は兩者の寛容であつた)、又一五節よりクシスツス等が小アジア教會監督を知つていたと云う解釋もその読み方の上からもみとめがたい。したがつてエイレナイオスの證言がたとえ歴史的記述であつてもゾームの見解は困難である。

又イグナチオスの書簡での沈黙は單獨監督があつたと同様になかつたとも解釋される。「ヘルマスの牧者」よりとえ監督の優越がみとめられていてもそれは偽預言者に對してであり(Vis. 2: 4, 3: 5) 監督は明かに複数に用いられている。又長老の教會指導性や上位への紛争が法的性格を前提とするから單獨監督があつたと云うのはゾームが單獨監督に於て始めて各個教會の法的組織が確定したとする一方的見解から想定されたものにすぎない。

かくして吾々はロマの單獨監督は殉教者ユースチノスの根據ある證言(Apol. I. 65, 67)にもとづき一般に考えられていようように一五〇年頃にあらわれたと思われる。

この點ゾームの「第一クレメンヌス」への過大評價の一例をみる事が出来る。大體ゾームの歴史的考察は觀念或は見解が先立つてこれによつて資料を解釋しようとする獨斷的傾向がつよ。

(v) イグナチオスの記述から「監督のあるところカトリックエクレンシヤがある」とするゾームの見解も歴史的に果してそうであつたか疑問である。イグナチオスの時代では後のキプリヤヌスの時代のように教會内外に信仰の正統性に關する危機が生れ普遍的正統的教會の形成が要望された時代ではなく、未だ各個教會に於ける數個の集會の問題であり、各個教會の完成がその關心事であつた。イグナチオスの監督權についての主張はかくして各個教會の確立の存否に關してであり、普遍的教會の存在はキリスト(更には使徒)にかかつている事をといたのであり、兩者は彼自身に於ては一應區別されていた。ゾームはこの區別を曖昧にして直接兩者を結びつけてしまつた。即ち [Trail 31 = Smyr 8] その背後には原始教會では各個教會固有の職能はなかつたと云う彼固有の見解がひそんでゐる。かくしてゾームのイグナチオス解釋は彼自身の論理的歸結であつてもイグナチオス自身の意識ではない。

ゾームの教會法の成立に關する研究

註

(1) この紹介は R. Sohm, *Kirchenrecht* I 1923, § 1-17 を要約した。この中 § 4-7 に於ける教への賜物をうけた人々についての考察は當面の關心にならないから省略した。紹介があまりに長くなりすぎたのは實はゾームの考察があまりにも論理的に一貫してゐるのでこれだけの事をしるさないとその意圖が明かにされないと思われたからである。

猶ゾームの獨自の見解に對する反響は少なかつたと思われ、ハルナツクやその派の人々 (F. Gerke, E. Förster etc.) の批判があり、更に原始教會史家達 (F. Kattenbusch, Die Vorzugsstellung des Petrus und der Charakter der Urgemeinde 1922, K. I. Schmidt, Die Kirche des Urchristentums 1926, K. Holl, Der Kirchenbegriff des Paulus in seinem Verhältnis zu dem der Urgemeinde 1921, im *Gesam. Aufs.*, II.) もつれたふたつてゐる。

(2) ゾームの原始教會に於ける教會觀の研究は専らパウロ書簡にもついでなされてゐる。しかしパウロの教會觀が果して直ちに原始教會のそれと同等にみる事が出来るだろうか？

この問題についてホル (K. Holl) は主の兄弟ヤコブ及びヘルサレム教會をとりあげそこに既に正規の教會政治 (*regelmäßige Hierarchie*)、神に立てられた秩序、個々の教會が傳道者の派遣や寄附金によつて結局吸收されてしまうような組織としての教會が存在していた事、パウロの教會觀はかよう

な世界に於いて獨特のものであつた事をのべている。(K. Holl, *ibid.*, SS. 44—67.)

一般にパウロの思想が原始教會に於て唯一のものであることを代表するものでもなかつた事は今日明かである(H. Lietzmann, *Geschichte der alten Kirche*, I, 1936, SS. 154—157)。ホルが考へた程ヤコブやエルサレム教會の地位を高く又嚴密に評價する事は問題であるが、たしかに彼の考察は原始教會の一つの傾向をとらえたものであり、この點からもゾームの見解は批判されよう。

(e) K. I. Schmidt, *ekkyōlia* (in Kittel, *Theol. Wört. zum N. T.*, III.)

(4) A. Harnack, *ibid.*, S. 143 ff.

(5) ゾームはその著「教會法」の論理をより明かにするために後に「カトリシズムの本質と根源 (Wesen und Ursprung des Katholizismus, 1909)」をあらわした。吾々はこれを手に入れる事は出来なかつたがハルナックがその所説をかなり詳しく紹介し批判してゐる。(Harnack, *Verfassung und Recht der alten Kirche*, 1910, SS. 121—186.)

これによるとカトリシズムの本質は法的内容を持つ見ゆる教會を宗教的意味に於けるキリストの教會と同等においたところにある。これに對して原始教會は始めから反省的でなく本能的且素材に (instinktiv und nativ) 基督教徒の見ゆる交わりを聖徒の交わりと同等におきそれを神の民としてみとめ

ていた。したがつて原始教會も亦始めからエクレシヤの宗教的概念を必然的な仕方で (folgeweise) 外的な見ゆる基督教の上に適用しようとしていた。(Harnack, *ibid.*, S. 121, 174) かようなゾームの見解が結局「教會法」に於いて原始教會では教會法が存在しなかつたと云う主張の意味であるとすれば、ゾームは結局原始教會が教會法の存在を全く否定してしまつたのではなく、そのような反省の前段階にあつたとみているわけでカトリシズムの成立概念がそのような見解では曖昧なものとなり得ない。

(e) Nicene and Post-Nicene Fathers, I, Eusebius, H. E. (Translated with Prolegomena and Notes by A. C. McGiffert 1890) p. 243, Note 18.